

介護職員等によるたんの吸引等第三号（特定の者対象） 研修に係るQ & Aについて

（問） 現在たんの吸引等を必要とする利用者はいないが、ALS等の進行性疾患の利用者の場合、将来たんの吸引等が必要となる可能性もある。このような事案に備えて、事前に第三号研修（特定の者対象）の基本研修のみを受講することは可能か。

（答） 可能である。研修受講時に利用者がない場合は、事前に基本研修（講義8H＋筆記試験＋シミュレーター演習）のみを受講し、たんの吸引若しくは経管栄養の実施が必要となる際に現場演習を実施し、指導看護師による評価を受け合格した上で実地研修に進むこととする。

ただし、この場合、現場演習及び実地研修の前に下記テキスト及びDVDを用いた自己学習を義務付けるものとする。

また、基本研修のみを受講した者に対しては、シミュレーター演習まで終了した旨の一部修了証明書を発行することとなる。

（自己学習テキスト等）※自己学習終了の旨の報告書等の提出は不要とする。

- ①介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）研修テキスト（基本研修において使用のテキスト）
- ②介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）研修DVD

※②のDVDについては、下記の厚生労働省ホームページよりダウンロード可能。（ダウンロード出来ない場合は、登録研修機関に問合せること。）

（厚生労働省：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修関係資料掲載HP）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaigosyokuin/